

日田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

日田市土木建築部建築住宅課

(趣旨)

第1条 大地震時における木造住宅の倒壊等による被害を軽減するため、耐震診断又は耐震改修工事を行った住宅の所有者等に対して、これらの経費について予算の範囲内で日田市木造住宅耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、日田市補助金等交付規則（平成9年日田市規則第36号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大分県木造住宅耐震診断士

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により大分県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事の指定する耐震診断講習を受講し、大分県建築物総合防災推進協議会に登録した者をいう。

(2) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により行う建築物の耐震性能に関する診断をいう。ただし、補助金の交付の対象となるのは、大分県木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。）が行ったものに限る。

(3) 耐震補強設計

診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」により確かめたもの、又は一般社団法人大分県建築士事務所協会が運営する木造耐震改修工法技術評価委員会で技術評価を受けたものをいう。ただし、第3条(1)に掲げる事業においては、大分県木造住宅耐震診断士が行ったものに限る。

(4) 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものを、1.0以上とするための耐震補強設計（地盤・基礎の総合評価に注意事項の付記がないものに限る。以下これに同じ。）に基づき行う工事（減築を含む。以下「改修工事等」という。）をいう。ただし、原則として増築（床面積の増えないものは除く。）に係る工事は含まないこととする。

(5) 部分耐震改修工事

下記のいずれかの工事とする。

イ 段階的改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満であるものを、耐震補強設計に基づき、0.7以上1.0未満又は、1階部分のみを1.0以上とするために行う改修工事等。その他、耐震性の向上が期待できるものとして市長が認める改修工事等。

ロ 耐震シェルター改修工事

耐震診断の結果、1階部分の上部構造評点が0.7未満であるものについて、1階の1室の内部に強固な室（面積4.0平方メートル、天井高さ2.1メートル以上）を設けるための工事で、一般社団法人大分県建築士事務所協会が運営する木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定を受けたもの、又はその他市長が認めたもの。

(6) 工事監理

建築士法第2条第8項に規定する工事監理をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることが出来る者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める住宅の所有者等（ただし、国、地方公共団体又はその機関を除く。）とする。

(1) 耐震診断支援事業

- イ 昭和56年5月31日以前に着工された日田市の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）
- ロ 構造が次に掲げる工法以外の住宅
 - (1) 丸太組工法
 - (2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法
 - (3) 地上階数が2以下の住宅

(2) 耐震改修支援事業

- イ 昭和56年5月31日以前に着工された日田市の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、精密診断の結果、評点が1.0未満（ただし、市長が特に認める場合は一般診断による評点が1.0未満）であり、かつ耐震補強設計で評点1.0以上となるもの
- ロ 構造が次に掲げる工法以外の住宅
 - (1) 丸太組工法
 - (2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 部分耐震改修支援事業

- イ 昭和56年5月31日以前に着工された日田市の区域内の木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、精密診断の結果、評点が0.7未満（ただし、市長が特に認める場合は一般診断による評点が0.7未満）であり、かつ耐震補強設計で評点が0.7以上1.0未満となるか、1階部分のみが1.0以上となるもの。又は、1階の1室の内部に強固な室を設けるもの。
- ロ 構造が次に掲げる工法以外の住宅
 - (1) 丸太組工法
 - (2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者については、補助対象者としなない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、過去に部分耐震改修補助制度を利用した住宅において、耐震改修補助制度を利用する場合は、過去に交付した補助金額を限度額より差し引いた金額を限度額とする。

	補助対象経費	補助金の額
耐震診断に要する経費に係る補助金	診断士が行う補助対象住宅の耐震診断に要する経費	別表1の区分毎に定める額とし、その額を超える場合はその額を上限とする。
耐震改修工事に要する経費に係る補助金	<p>補助対象者が施主となって実施する耐震改修工事に要する経費(補助対象者が診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。)</p> <p>ただし、国又は地方公共団体から補助金以外の補助、助成等を受ける場合は、これらの補助、助成等の対象となる経費を除く。</p>	<p>次の(1)又は(3)に掲げる額に(2)に掲げる額を足したのから、それぞれ(2)に掲げる額を差し引いた額とする。</p> <p>(1) 補助金の額 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。)。ただし、100万円(別表2に定める要件を満たす場合は、補助対象経費の5分の3以内の額で120万円とすることができる。)を限度額とする。</p> <p>(2) 所得税特別控除額 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p> <p>(3) 上記に関わらず、部分耐震改修支援事業により補助を受けた住宅にあつては、補助額の合計が80万円(別表2に定める要件を満たす場合は100万円)を超えない額を限度とする。</p>
部分耐震改修工事に要する経費に係る補助金	<p>補助対象者が施主となって実施する部分耐震改修工事等に要する経費(補助対象者が診断士の所属する建築士事務所に委託して実施する耐震補強設計及び補助対象者が施主となって実施する工事監理に要する経費を含む。)</p> <p>ただし、国又は地方公共団体から補助金以外の補助、助成等を受ける場合は、これらの補助、助成等の対象となる経費を除く。</p>	<p>次の(1)イ、ロ又は(3)に掲げる額に(2)に掲げる額を足したのから、それぞれ(2)に掲げる額を差し引いた額とする。</p> <p>(1) 補助金の額 イ 第2条(5)号イの工事にあつては、補助対象経費の2/3以内の額(1,000円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。)。ただし、60万円を限度額とする。 ロ 第2条(5)号ロの工事にあつては、補助対象経費の2/3以内の額(千円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。)。ただし30万円を限度額とする。</p> <p>(2) 所得税特別控除額 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額</p> <p>(3) 上記に関わらず、一方の部分耐震改修支援事業により補助を受けた住宅にあつては、補助額の合計が60万円を超えない額を限度とする。</p>

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 耐震診断支援事業

- イ 日田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(診断)(様式第1号)
- ロ 耐震診断を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写
- ハ 耐震診断を受けようとする住宅の位置図
- ニ 耐震診断を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図
- ホ 直近の市税完納証明書
- ヘ その他、市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修支援事業

- イ 日田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(改修)(様式第1号の2)
- ロ 耐震改修等(耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。)を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ハ 耐震改修等を受けようとする住宅の位置図
- ニ 耐震改修等を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図
- ホ 耐震診断の診断表の写し
- ヘ 直近の市税完納証明書
- ト 改修後の構造評点及び総合評価を示す書類
- チ 耐震改修等の内容を示す平面図(補強設計図)その他の図面
- リ 耐震改修等費用の内訳書
- ヌ その他、市長が必要と認める書類

ただし、ロ、ハ及びニについては、耐震診断補助をうけたものにあつては、省略することができる。また、ヘについては、耐震診断補助金交付申請時に提出した書類と同年のものにあつてはこれを省略することができる。

(3) 部分耐震改修支援事業

- イ 日田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(部分改修)(様式第1号の3)
- ロ 部分耐震改修等(耐震補強設計及び工事監理を含む。以下同じ。)を受けようとする住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ハ 部分耐震改修等を受けようとする住宅の位置図
- ニ 部分耐震改修等を受けようとする住宅が併用住宅の場合はその概略平面図
- ホ 耐震診断の診断表の写し
- ヘ 直近の市税完納証明書
- ト 第2条(5)号イの工事にあつては、改修後の構造評点及び総合評価を示す書類
- チ 第2条(5)号ロの工事にあつては、木造住宅耐震改修工法技術評価委員会の認定書の写し、又は市長が認めた書類
- リ 部分耐震改修等の内容を示す平面図(補強設計図)その他の図面
- ヌ 部分耐震改修等費用の内訳書(別添様式1)
- ル その他、市長が必要と認める書類

ただし、ロ、ハ及びニについては、耐震診断補助をうけたものにあつては、省略することができる。また、ヘについては、耐震診断補助金交付申請時に提出した書類と同年のものにあつてはこれを省略することができる。

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の適否を決定し、日田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)又は日田市木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により同条に規定する申請をした者に通知するものとする。また、決定通知書による通知を行う場合において、市長は必要な条件を付することが出来る。

(補助事業の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の決定通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ日田市木造耐震化促進事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。市長は、本条の申請があったときは、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「日田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)又は日田市木造住宅耐震化促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)」とあるのは、「日田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号の2)(以下「決定変更通知書」という。)」と、「決定通知書」とあるのは、「決定変更通知書」と読み替えるものとする。

(補助事業の取りやめ申請)

第8条 補助事業者は、補助事業を取りやめようとするときは、あらかじめ日田市木造住宅耐震化促進事業取りやめ申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助対象住宅の耐震診断、耐震改修、部分耐震改修が完了したときは、日田市木造住宅耐震化促進事業完了報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断支援事業

- イ 診断表の写し
- ロ 耐震診断に要した費用の領収書の写し又は見積書
- ハ 耐震診断が適正である旨の通知の写し
- ニ 耐震診断を行った住宅の写真(外観及び調査箇所)
- ホ その他、市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修支援事業

- イ 耐震改修工事等の実施の内容を示す平面図その他の図書
- ロ 耐震改修工事等に係る工事代金の領収書の写し
- ハ 耐震改修工事等の実施箇所の写真(施工状況及び完了)
- ニ その他、市長が必要と認める書類

(3) 部分耐震改修支援事業

- イ 部分耐震改修工事等の実施の内容を示す平面図その他の図書
- ロ 部分耐震改修工事等に係る工事代金の領収書の写し
- ハ 部分耐震改修工事等の実施箇所の写真(施工状況及び完了)
- ニ その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第 10 条 市長は、前条に規定する報告書を受領した場合は、その内容及び耐震改修支援事業においては現場で工事の完了状況を審査し、適性と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日田市木造住宅耐震化促進事業補助金の額の確定通知書（様式第 7 号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 この補助金は精算払いの方法により交付する。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払いの方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第 12 条 第 10 条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、日田市木造住宅耐震化促進事業補助金交付請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、耐震診断の補助金の交付については、補助対象住宅の耐震診断を行った診断士が代理受領することとする。

(交付決定の取り消し等)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。
- 二 この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- 三 その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

- 附則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

区分		補助金の額
I	平屋建て住宅で床面積が100㎡未満であるもの（平面形状に凹凸がない場合に限る）	75,000円
II	床面積の合計が100㎡未満である場合で、区分Iに該当する以外のもの （精密診断法による診断に限る）	90,000円
III	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がある場合 （精密診断法による診断に限る）	95,000円
IV	床面積の合計が100㎡以上であるもので、建築当時の図面がない場合 （精密診断法による診断に限る）	110,000円

別表 2

次の各号のいずれかに該当する場合
一 床面積の合計が180㎡以上であるもの
二 昭和34年12月末日までに建築されたもの
三 耐震診断（精密診断法に限る）の結果、各階の上部構造評点が0.4未満と判定されたもの
四 所有者等が65歳以上であるもの（耐震改修を行う所有者等が市町村に対し補助の申請を行う時点における世帯員全員の直近の所得総額が350万円未満（65歳以上と65歳未満（18歳未満の世帯員を除く）からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く）